(趣旨)

第1条 この要綱は、昭島市市制施行70周年記念ロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク)

第2条 この要綱においてロゴマークは別図のとおりとする。

(ロゴマークに関する権利)

第3条 ロゴマークに関する一切の権利は、市に帰属するものとする。

(使用の申請)

- 第4条 ロゴマークを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、 昭島市市制施行70周年記念ロゴマーク使用承認申請書(第1号様式)に必 要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、次の各号の いずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 市が使用する場合
 - (2) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する場合
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める場合

(使用の承認等)

- 第5条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合には、その内容について審査し、適当と認めたときは、昭島市市制施行70周年記念ロゴマーク使用承認通知書(第2号様式)により申請者に通知し、ロゴマークの使用を承認するものとする。
- 2 市長は、使用目的が次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマークの使用を承認しないものとし、昭島市市制施行70周年記念ロゴマーク使用不承認通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。
 - (1) 市の信用及び品位を損なう、又は損なうおそれがある場合
 - (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合
 - (3) 特定の政治、思想、宗教団体等の活動を支援し、又は支援していると誤解を与え、若しくは与えるおそれがある場合

- (4) 特定の個人、団体等を後援しているような誤解を与え、又はそのお それがある場合
- (5) 不当な利益を得るために利用し、又はそのおそれがある場合
- (6) ロゴマークを使用して意匠権、商標権等の知的財産権を取得するおそれがある場合
- (7) ロゴマークを正しい使用方法に従って使用しない、又は使用しない おそれがある場合
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認める場合

(使用料)

第6条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

- 第7条 第5条第1項の規定による承認を受けた申請者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 承認を受けた内容にのみ使用し、市長が付した使用条件に従うこと。
 - (2) 使用の権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
 - (3) ロゴマークを使用して作成し、又は製造する物件(以下「使用物件」という。)は、完成後、速やかに市長に提出すること。ただし、使用物件の提出が困難である場合は、その写真の提出をもって代えることができる。

(変更申請等)

- 第8条 使用者は、承認された内容を変更しようとするときは、直ちに昭島 市市制施行70周年記念ロゴマーク使用変更申請書(第4号様式)に必要な 書類を添えて、市長に申請しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請について適当と認めたときは昭島市市制施行70周年記念ロゴマーク使用変更承認通知書(第5号様式)により、適当でないと認めたときは昭島市市制施行70周年記念ロゴマーク使用変更不承認通知書(第6号様式)により使用者に通知するものとする。

(使用の制限)

第9条 市長は、使用者がこの要綱に違反し、又は違反するおそれがあると 認められるとき、その他市長が適当でないと認めるときはロゴマークの使 用を中止させ、昭島市市制施行70周年記念ロゴマーク使用承認取消通知書 (第7号様式)により、使用者に通知するものとする。

- 2 市長は、承認を取り消された者に対し、使用物件の回収を求めることができる。
- 3 市長は、承認の取消しに伴って生じた使用者の損害について、損害賠償 その他の法律上の責任を負わない。

(責任の制限)

第10条 ロゴマークの使用によって、使用者又は第三者に損害が生じたときは、市は、損害賠償その他の法律上の責任を負わない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。 附 則

この要綱は、令和5年12月1日から実施する。